

答 申 案 件 の 概 要

件名	核燃料物質等取扱税の更新に係る協議文書についての開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第47号)						
経緯	開示請求年月日	平成28年4月18日	審査請求年月日	平成28年5月12日	担当課	開示決定等	税務課、財政課
	開示決定等年月日	平成28年4月27日	諮問年月日	平成28年6月14日		審査請求	税務課、財政課
対象行政文書	法定外税「核燃料物質等取扱税」の更新にあたり、これまでに納税者となる事業者と協議した際の会議録および、協議の場で提示した書類一式。会議録を作成していない場合は、メモ書きや電磁的記録（電子メール）など、手がかりとなる記録（平成26年4月更新時のものは不要）						
本件処分の内容	開示決定						
審査請求の趣旨	該当文書が、青森県の開示した資料しか存在しないということは常識的にあり得ない。手がかりとなるあらゆる文書、資料、電磁的記録（電子メール）等を探し出して全部公開すべきである。						
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>○ 本件行政文書以外の関係文書の存否について</p> <p>(1) 当審査会が、核燃料物質等取扱税の税率・税額を決定するに当たり、本件行政文書以外の文書がなくとも事業者との協議が可能かどうかを判断するため、実施機関に対し、税率・税額を決定するプロセスについて説明を求めたところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 核燃料物質等取扱税は、原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の立地に伴い、安全性の確保の諸施策はもとより、地域振興に資する諸施策などの財政需要に対応する必要があることから、その財政需要を基礎として税率設定を行ってきた。</p> <p>イ 財政需要額については、税込として確保すべきものとして、原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の立地に伴い、安全性確保のための諸施策、地域振興に資する諸施策などに係る全体の財政需要額を、過去の財政需要額や税込実績等を勘案して見込んでいる。</p> <p>ウ 施設ごとの性格や事業規模、事業の進捗状況等が異なることから、全体の財政需要額を事業規模等を基に施設ごとに割り振り、その施設ごとの財政需要額に見合う税込が確保できるよう、課税対象期間（核燃料物質等取扱税条例の施行期間。通常5年間）における事業の進捗見通しや事業計画等を踏まえて、税率を算定している。</p> <p>エ 事業規模等に応じて外形的な基準で機械的に各施設に財政需要額を割り振っている。</p> <p>以上からすれば、財政需要額の算定は、個々の施策について需要額を算定し、これを積み上げたというのではなく、過去の財政需要額や税込実績等を勘案して、各期における課税期間内の財政需要額を算出したというものであることが認められる。また、各施設ごとの割り振りは、事業規模等に応じて外形的な基準で機械的に割り振られるものとのことである。</p> <p>そうすると、財政需要額の算定及びこの各施設への割り振り額の決定における事業者との協議は、詳細な資料を必要とするものとは必ずしも言えず、口頭のみで協議することも不可能ではなかったと認められる。</p> <p>(2) また、当審査会が、実施機関が外部流出を防ぐ観点から文書を作成していなかった点について調査したところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 実施機関は、全体の財政需要額を事業規模等を基に施設ごとに割り振り、その施設ごとの財政需要額に見合う税込が確保できるよう、課税対象期間における事業の進捗見通しや事業計</p>						

画等を踏まえて、税率を算定している。

イ 核燃料に関する情報については、核不拡散、原子力に係る技術等の機微な技術、核物質防護及び商業機密上の観点から極めて慎重に取り扱う必要があるところ、実施機関は、事業の進捗見通しや事業計画等は、原子燃料サイクル施設という性格上、極めてセンシティブな情報であると認識していた。このことから、実施機関は、万が一にも協議内容が外部流出しないよう、極めて慎重に取り扱うこととしていたと認められる。

ウ 特に、核燃料物質等取扱税の税率の決定に当たっては、課税客体である製品ウランの製造量、使用済燃料の受入量等の見通しが必要となる。しかし、これらが明らかになると、事業の進捗見通しや事業計画が明らかになり、核不拡散、核物質防護及び商業機密上のセンシティブな情報が流出することにもなりかねないこととなる。このため、実施機関は、万が一にも協議内容が外部流出しないよう、協議は限られた職員により口頭で行い、事業者との協議についても会議録を作成していなかったものと認められる。

以上、上記(2)の理由から、実施機関は、極めてセンシティブな情報の外部流出を防ぐため、意識的に文書を作成していなかったこと、また、上記(1)の理由から、事業者との協議に当たっては、必ずしも文書が必要不可欠とも言えず、口頭のみでも協議は不可能ではなかったと認められることからすると、実施機関は、本件行政文書以外の文書を作成していなかったものと認められる。

<結論>

以上のとおり、実施機関が行った開示決定は、妥当である。